

	質問事項	回答
記載要領関係	建設業法・入契法の改正により新たに工事費内訳書に記載することとなった経費は何か。	今回の改正で記載が必要になった項目は、以下の5項目です。 ①材料費 ②労務費 ③法定福利費 ④安全衛生経費 ⑤建退共掛金
	材料費とは具体的にはどのような経費か。また、どのように算定して記載するのか。	主要な材料費の記載は必須となりますが、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、把握できる範囲で記載してください。 なお、材料費については、細別ごとに記載する必要はなく、直接工事費の内訳として記載してください。
	材料費のうち、雑材料・建設機械の燃料費などの経費は算定が困難だが、どのように計上（記載）すべきか。	材料費については、主要な項目は必須項目としますが、雑材料や建設機械に使用される燃料費、仮設材の賃料金については、算出が困難であることから、任意項目とします。
	労務費とは具体的にはどのような経費か。また、どのように算定して記載するのか。	当面、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費については計上しなくてよいものとします。 なお、労務費については、細別ごとに記載する必要はなく、直接工事費の内訳として記載してください。
	労務費について、市場単価型方式や標準単価方式による積算の場合、どのように計上（記載）すべきか。	市場単価型方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は、任意項目とし、当面の間計上しなくてもよいものとします。 なお、すべてを計上できない場合は、「算出不能」、「計上不可」等、一部のみ計上できない場合は、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載してください。
	法定福利費とは具体的にはどのような経費か。また、どのように算定して記載するのか。	現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額となります。 なお、土木工事は現場管理費の内数として、建築工事は工事原価の内数として記載してください。
	安全衛生経費とは具体的にはどのような経費か。また、どのように算定して記載するのか。	労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費です。 関連する費目は多岐にわたり、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっているため、工事原価の内数として記載してください。
	建設業退職金共済制度の掛金とは具体的にはどのような経費か。また、どのように算定して記載するのか。	建設業退職金共済制度の掛金は、建設現場で働く労働者のために事業主が全額負担する退職金の原資となる経費です。 建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合（下記①②）は、現場管理費の内数として、必要金額を記載してください。 ①下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合 ②入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合 なお、建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合（下記③④）は、金額の欄に「0（ゼロ）」と記載してください。 ③入札参加者及び全ての下請予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合 ④入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合
	すべてを計上できない場合や一部のみ計上できない場合は、どのように記載すべきか。	すべてを計上できない場合は、「算出不能」、「計上不可」等、一部のみ計上できない場合は、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載してください。
	該当経費がない場合は、記載しなくて良いのか。	該当がない場合でも空欄とせず、「0（ゼロ）」または「－」と記載してください。

	質問事項	回答
記載要領関係	材料費・労務費等の記載は、全ての工事が対象か。	県が発注するすべての工事で記載が必要です。
	工事費内訳書の様式・記載方法は、記載例どおりでなくても問題ないか。	内訳書の様式は任意様式でもよいですが、記載しなければならない項目については、すべて記載するようにしてください。（項目の記載漏れや金額を空欄にすることがないように留意してください。）
入札無効の取扱い関係	材料費や労務費等の記載がない場合や不備があった場合、入札は無効となるのか。	当面の間、当該項目の記載がない場合や不備があった場合であっても、無効の入札とはしません。 ※各発注者におかれましては、記載がない内訳書を提出した入札者がいた場合は、落札者決定後、個別に記載の指導をお願いします。
	記載した労務費などの金額に疑義があった場合、入札が無効となる場合があるか。	現時点では、入札時にそれぞれの項目における金額の妥当性を審査するものではありませんので、無効の入札にはなりません。
	いつ頃から記載不備があった場合に入札無効の取扱いとなるのか。	経過措置の終了時期については未定です。 無効の取扱いとする際は、別途、周知する予定です。
	記載事項に誤り等が判明した場合、工事費内訳書の差し替え（再提出）は可能か。	差し替え（再提出）はできません。
	再度入札の場合も材料費・労務費等の記載が必要か。	再度入札の場合も、記載が必要です。